

第9 福利・厚生

1 補償制度の廃止

東京弁護士会の補償制度は、2005（平成17）年4月の保険業法の改正により、東京三会及び日弁連とともに制度が廃止されることになった。現在は、会員の福祉の観点から、保険業法に反しないよう留意しながら、一般会計の中から社会的儀礼の範囲（概ね10万円程度）で弔慰金が支払われている。

補償制度の廃止により、会員の福利厚生が大きく後退することのないように、現状に対応した弔慰金制度・年金制度・弁護士退職金制度等の総合ライフプランニングの提案をLIBRAや東弁ホームページの会員サイト等に重ねて広報すべきである。

2 各種保険、協同組合の充実

各種保険・共済・互助年金制度の整備と拡充の問題がある。東京弁護士会の団体定期保険は一般の定期保険に比べ有利なものであるが、これまでの保険内容を維持するためには35%以上の加入率が必要であったが、会員数の増加に比べ保険への加入が少ないため、2011（平成23）年6月1日以降、最高保険金額が4,000万円から2,800万円と減額になってしまった。さらに加入率が減少した場合には、制度の維持自体が困難となる。会員及び家族等を対象とした保険・年金等の説明会（勉強会）を定期的に開催するなどして、弁護士の安定した生活基盤の確立に寄与すべきである。

東京都弁護士協同組合は、1968（昭和43）年に設立されて以来、組合員数は2016（平成28）年12月2日現在、全体で15,900名（88%）、うち東弁は7,045名（90%）であり、また全国弁護士協同組合連合会も結成されているが、組合員の拡大、全国連合会との連携強化を進め、より一層の内容の充実を図るとともに、協同組合の事業内容を組合員のみならず非組合員にもPRすべきである。また、協同組合は、中小企業事業団との提携で退職金共済制度を行っているが、より会員に周知徹底すべきである。

3 東京都弁護士国民健康保険組合

国民健康保険組合については、未加入会員への積極的な加入勧誘により、組合の資金的・人的拡充を図り、会員及び家族の健康維持増進を図るべきである。

4 健康診断の実施

健康診断は、春は国民健康保険組合、秋は東京三会主催で行われている。

早期発見・早期治療は病気を治療する上での基本であり、健康診断は治療のきっかけとして重要なことは言うまでもない。さらに、普段の生活（過労、飲酒、喫煙等）を見つめ直す機会ともなり、健康な生活を心がけるとい生活習慣病の予防的効果も大きい。

今後も健康診断の運営事務を合理化し、安価で充実した健康管理を目指すべきである。

5 メンタル相談

近年、傷病給与金や退会給与金の申請の理由として、いわゆる心の病を挙げるケースが珍しくなく、東京弁護士会の厚生委員会最重要の検討課題となっていた。

うつ病その他の病気や症状の場合は、症状によっては、いったん速やかに「現在の仕事や人間関係」から遠ざかる方が早期に回復するものもあり、当人の治療に留意しつつ、事件処理の継続が困難であれば、他の弁護士に補助ないし事件の引取りを依頼するなどの処置が必要となる。

弁護士という職業は、こうした心の病の重要な原因の一つであるストレスに晒されていること、弁護士という仕事に、これまで以上に不安を抱える会員が増大している可能性があることから、東京弁護士会は、これまで実施されてきた健康診断だけではなく、専門家によるメンタル相談窓口の設置が実現した。2014（平成26）年4月からは、東京都弁護士国民健康保険組合が組合員及び家族向けにメンタルヘルス・カウンセリング事業を開始したことから、非組合員もこれまで同様の相談をうけられるよう、弁護士国保に加入していない東京弁護士会会員およびその配偶者と被扶養者向けに同様のメンタルヘルス・カウンセリング事業を開始した。

現在、メンタル窓口には、会員本人及び家族から相当数の相談が寄せられており、今後も会員の心のケアのために制度を維持すべきである。

6 国民年金基金

国民年金基金は、老齢基礎年金の上乗せの年金を支給することにより、国民年金の第1号被保険者の老後生活に対する多様なニーズに応えることを目的とする公的制度である。

日本弁護士国民年金基金は、弁護士・専従配偶者及び事務職員のための、職能型（全国単位）の国民年金基金である。年金基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減される。

充実した老後を送るためにも、多くの会員が加入することが望まれる。